

神戸市水道事業管理者
藤原政幸様

神戸市水道労働組合
執行委員長 久常 順治

2024年度産別労働条件統一要求書

2024年度の予算編成にあたり、以下の職場要求事項をすみやかに予算化するよう要求する。

1 賃金・諸手当に関する要求

- (1) 特殊勤務手当について、これを維持するとともに、必要な新設・資格手当の拡充等をはかること。
- (2) 委託業務に従事する労働者の賃金及び労働条件の内容を明らかにするとともに、その向上をはかること。あわせて、IL094号条約（公契約における労働条件）をふまえ、公契約条例の制定に向けて努力すること。
- (3) 人事評価制度については、より「公正・公平」かつ「透明性」「客観性」の高い制度として改善すること。また、制度の変更にあたっては労働組合との協議・合意を前提とすること。

2 労働条件等に関する要求

- (1) 年間総労働時間を早期に1,800時間とするため、次の事項の実現をはかること。
 - ① 超過勤務縮減のための実効性ある施策を進めること。
 - ② 超過勤務縮減をはかるため、時間外及び休日勤務の超過勤務手当等割増率を100%に引き上げること。
 - ③ 超過勤務時間は36協定の上限を遵守すること。
 - ④ 代替休暇制度については、長時間勤務を誘発しかねないことから導入しないこと。
 - ⑤ 年次休暇の取得を積極的に促進すること。
 - ⑥ 労働時間短縮のため、必要な人員確保をはかること。
 - ⑦ 休憩・休息時間について、職員の拘束時間の延長とならないよう留意しつつ、拡充・整備をはかること。
- (2) 各種休暇制度を新設・拡充し、総合的な休暇制度を確立すること。特に、家族看護休暇及びリフレッシュ休暇、有給教育休暇（リカレント休暇）の新設、夏季休暇日数の拡大をはかること。
 - (3) 男女平等・共同参画のための諸施策を推進し、女性の権利確立や環境整備をはかること。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」を着実に実施すること。
 - ① 女性職員の採用・登用拡大をはかること。
 - ② 育児・介護休業法の改正を踏まえ、妊娠・出産・育児・介護に関わる制度の改善を行うこと。あわせて、これを実施できる環境（要員の配置）を整備すること。
 - (4) 職員の健康管理体制の充実に向け、メンタルヘルスケアを拡充すること。また、精神的・肉体的負担が増加している職員への負担軽減措置等を講ずること。
 - (5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、各種ハラスメント防止に向けた雇用管理上講ずべき措置について協議の上、実施すること。また、いわゆるカスタマーハラスメントについても、相談体制及びハラスメントを受けた職員の救済策について協議すること。
 - (6) 業務の民間委託等に際しては、社会的な公正労働基準の遵守を必要条件とするとともに、業務の継続性を確保すること。
 - (7) 改正障害者雇用促進法に基づき、障がい者の雇用を促進するとともに、必要な職場環境の整備をはかること。また、障害者雇用計画を明らかにすること。
 - (8) 分限・懲戒処分基準を改定する場合は、事前に労使協議を行うこと。
 - (9) 中型（または準中型）自動車運転免許取得について、公費及び公務で取得できるよう制度を拡充すること。

3 水道事業に関する基本的要求

- (1) 水道事業の公営原則を堅持し、住民サービスの向上をはかること。また、水道事業に運営権を設定しないこと。
- (2) 一方的な業務委託・人員削減を行わないこと。あわせて、財政と技術の両面から運営基盤の強化をはかること。また、施設を災害から守るための施策を講ずること。
 - ① 事業の継続に必要な人材を確保し、技術継承・人材育成を行うこと。
 - ② 既に委託した業務について、実態を検証すること。必要に応じて再直営化を行うこと。
 - ③ 施設の総点検を行い、耐震化などの必要な更新事業を実施するとともに、必要人員を確保すること。
 - ④ 統合、広域化など事業のありかたの根幹となる課題については、運営基盤の強化、公共サービスの向上を目的として慎重に検討すること。
 - ⑤ 事業の安定と技術継承のため、一般会計部局等との人事交流は希望者のみとすること。
- (3) 利用者・住民などの参画と情報提供
水道事業は住民の共有財産であり、健全な発展のため、計画等の策定にかかわり、利用者・住民が共同意思決定に参画できる仕組みづくりを進めること。
- (4) 地下水の利用に関する対策と規制の強化
 - ① 地下水の利用について、問題点の整理と解決に向けて取り組むこと。
 - ② 改正水循環基本法に基づき、地下水の保全・管理・規制など、地下水マネジメントに取り組むよう当該自治体に働きかけること。

4 震災及び原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関する要求

- (1) 震災等に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。
 - ① 災害時の応急体制確立と合わせ、事業計画・業務執行体制を見直し、技術継承・人材育成の検討、適切な人員体制を確立するための労使協議を行うこと。
 - ② 災害復興応援の長期派遣者については、代替要員を配置すること。
 - ③ 災害応援に備え、あらかじめ災害派遣に関わる労働協約などの協議をおこなうこと。
 - ④ 自家発電設備や燃料の備蓄など、災害発生に備えた対策を行うこと。
 - ⑤ 災害派遣職員も含め、職員のメンタルヘルスケアを行うこと。
 - ⑥ ボランティア休暇の拡大を行うこと。
- (2) 原発事故に伴う、下記の要求に誠実に対応すること。
 - ① 水道水等における放射性物質による汚染のモニタリングを継続して行うこと。
 - ② 原発事故に備え、職員の緊急避難や地域の実情に合わせた原発事故緊急体制を整備し、徹底すること。
- (3) 浄水場等における再生可能エネルギーや省エネルギー対策を行うこと。

5 人員関係

- (1) 退職補充・欠員補充を確実にこなうこと。
- (2) 高齢化が著しいため、補充は新規採用でこなうこと。
- (3) 業務量が増えている部署に人員を配置すること。

6 車両関係

支部(事業所)		要 求 項 目	要 求 理 由
東 部		台数の確保	今年度にかなりの台数が削減され、突発事故、災害時に不足している。
上 水	浄水統括事務所	悪路に強い車両	現在は悪路に強い車両が1台しかなく、その車両でも轍が多く深い所では車体の底を擦る。また、幅員が狭く、木の枝が車体に接触することも多いため、最低地上高200mm以上ある4WDの軽自動車が必要。
	上ヶ原	ユニック付ダンプの更新時期、内容について見解を示すこと	老朽化による故障が発生している。
本 局	配水課	普通車への交換	5人以上で乗る機会が多く、現状では2台に分乗しており非効率。

7 営繕関係

支部 (事業所)	要 求 項 目	要 求 理 由	
東 部	庁舎内の配置改良	動線の悪化、狭い。	
	仮眠室カーテン仕切り 設置 (増設部)		
	宿直室や昼休憩スペース の環境改善	設備が古い、汚い、狭いので体調不良につながる。 昼休憩スペースにロッカーがあり、開閉音などが気になって 十分な休息が得られない。 宿直者の就寝中、夜間作業後に帰庁した職員が片付けする時 に干渉してしまう。	
	会議スペース	ミーティングスペースはあるが、独立した会議室が不足して いる。	
	係ごとの作業スペース	大きな図面等を広げられない。	
	目隠しの衝立(2階ミー ティングスペースとト イレ入口付近通路)	ミーティングスペースからトイレの出入りが見えるので、プ ライバシー保護の観点から必要。	
上 水	浄水統括 事務所	浄水場の再整備 (端末)	営繕で要求していたが早急な対応が必要。
		浄水場の再整備 (PACと 次亜ポンプ・圧給配管な ど)	各系統の部品を使って修理し運用している状況。配管に穴が 開いており使用ができない。汚泥処理がちゃんとできていな い。
		トイレ改修 1階女子トイレの変更 →洋式2和式1	洋式レバーが固い・バルブからの漏水がある。 扉の鍵が固い。(男子トイレにも該当有り。)
		各施設の草刈り	時期によって直営での再整備が必要であったり苦情対応も 頻発している。管理職のより深い現状把握を求める。
		防草対策済施設の再整 備	防草対策済にもかかわらず雑草がひどい。改良が必要。
		各施設の扉改修	扉が歪み、対応が必要な個所が多数ある。
		3階火災報知器代替	老朽化・誤発報が多い。
	千 苜	波豆監視所トイレの水 洗化	汲み取り式のため臭いもきつく不衛生。近くにトイレがあ る施設もない。
本 局	営業課	防犯カメラ	窓口でのトラブル抑止効果、証拠保存のため。
	配水課	3階配水課の執務スペ ース	打ち合わせスペースが1卓しかない。来客は順番待ち、立 ったまま話をしている。
		3階流し台の増設	順番待ちの緩和。
	全 体	リモート検査用のスペ ースの確保	テレワークブースのようなきっちりしたものが必要。
		3階男女トイレに扉を 設置	鏡に反射して中が映る。
	休憩、休息できる場 所、更衣室の畳などの 設置	総合庁舎内本局支部エリアに休憩スペースがない。休憩・ 休息室を人員数に見合った広さで各階に設けること。(休 憩、休息できる場所、更衣室の畳等の設置。(体調が悪くな った時、体を横にできる部屋がない。))	

8 固定資産・備品

支部 (事業所)	要 求 項 目	要 求 理 由	
西 部	IJCADのUSBキーの増	USBキーを増やすということであったがまだ数が少ない。現在IJCADのライセンス利用版が10本、USBキー利用版が4本あるが、USBキー4本に対し利用者が21人となっている。請負工事をはじめ、さまざまな業務でCADが必須となっているため、少なくとも4本程度の追加を希望する。 また、元々AutoCADがインストールされているPCは、更新時にIJCADに置き換えられているが、これが継続されるよう要求する。	
	P-DESのライセンスキーの増	現在は6本あるが、水栓作業などで、利用する職員が増えてきているので3本程度の追加を希望する。 管網再構築やバックアップ、その他大掛かりな解析を行う際には、完成するまでに時間がかかるため、他の解析ができないことがある。	
本 局	営 業 課	食器入れ	不足している。
		冷蔵庫	老朽化による不調。
		ウォータークーラー	こまめな水分補給ができる。
		洗濯機	台数不足。
	配 水 課	LTE 端末の増	不足することがある。
		職場用スマホの配布	業者や地元の人とのやり取り用電話とショートメッセージ用。
空気清浄機（2台）		審査担当の対応窓口に1台ずつ設置。来客が多いため。	

9 その他職場要求

- (1) 一人当たりの負担が大きくなりすぎている現状を踏まえ、事業計画・事業量に応じた体制を確立すること。
- (2) 人員配置は、人材育成と技術継承を踏まえ、世代間バランスを考慮したものとすること。
- (3) 緊急経営改革としておこなわれた業務見直しや委託について、結果として非効率になったもの（具体的にある。）が数多くある。実施後の状況等をしっかりと検証し、改善または元に戻すこと。また、改革の一環として統合された事業所については執務環境の整備をしっかりとこなうこと。
- (4) 他部局の状況を踏まえ、被服に防寒ベスト・安全靴（スニーカータイプ）・ポロシャツ等を設けること。また、夏用のファン付きベストや冬用のヒートベスト等、労働環境に応じた被服を貸与すること。なお、外務に携わる全職員に貸与すること。
- (5) 水道技術転任試験は、従前どおりの合格基準とすること。
- (6) 各支部（事業所）要求
別紙のとおり。

支部 (事業所)		要 求 項 目	要 求 理 由
東 部 北		待機業務の電話番(北部水道管理事務所)は北部水道管理事務所の人員で対応すること	東部、中部、北の3地区の電話対応は困難なため。タブレット端末を使用しているが、内容把握をするのに二度手間になるなど無駄が多く、対応の遅れにもつながる。土地勘などの問題もある。
東 部		待機業務の電話番の人員の確保(繁忙期)	かなりの件数の電話がかかってくるので、現状の一人では捌ききれない。
		通勤手段の拡充(車、バイク通勤の承認)	他事業所では認められている。土日祝や緊急時の出勤などでも必要と考える。(現在のスペースで駐車可能。)
西 部		車両を作業車タイプに変更。(リース車の途中車両変更)	減車に伴い、作業車が減ったため、サービスカーなどを割り振りしているが、人や物を乗せる際には作業車タイプの方が汎用性が高い。
		コールセンター業務の見直し	単なる電話取次業務だけで機能していないように思われる。下水だろうと何だろうと、何でも管理事務所に転送してくるため、マニュアルを再整備のうえ、苦情処理も含めて対応の見直しを行い、管理事務所の受付及び対応を減らして欲しい。電話対応前に用件別に番号で割り振りする形(IVR)の導入。
		各パートの業務量についてバランスの取れた人員配置の見直し	各パートで仕事を分けているが、業務量に差がある。忙しい所や人は、常に時間に追われながらずっと仕事をしているため、人員配置を含めた業務バランスを見直して欲しい。また、パート毎で縦割りの体制となっているため、他のパートが何をしているか分かりにくく連携がとりにくい。業務内容によりある程度パートを分ける必要はあると思うが、もう少し柔軟性がある方が、全体としてバランスがとれた体制になる。
上 水	浄水統括 事務所	急速棟のハト・猪対策	フン害がひどい・掘り返しの後処理にも困っている。
		管理職の再構築(係長含む)	多方面において管理職のマネジメントが十分に行き届いていないため、職場に混乱を招いており、職員の士気の低下につながっている。
本 局	全 体	職員通勤用駐車スペースの確保	水道局内の事業所と同じように、希望する職員に通勤自家用駐車スペースの有料使用を認めること。
		浴室、洗濯機・乾燥機の使用	本庁勤務職員であっても外務で汚れたり、多量の発汗で不衛生になるときもあるので、浴室の使用を他職場と同じく認めること。また、貸与されたユニホームを洗濯する設備を設けること。(浴室、洗濯機、乾燥機の使用。)
		本局支部職員が他支部職員と同一の労働条件、労働環境で公平に勤務できるよう使用者責任を果たすこと	
青 女		時短勤務の対象を小学校までに拡大	子供が小学生の間は時短勤務ができるように。(現在は小学校就学の始期まで。) 小学校低学年の子供に鍵の開け閉めや、学童で待たせないといけない。